平成２９年（フ）第１５０３号
福岡市南区清水２丁目21番28―503号
債務者　坂口　典子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７９１号
福岡県宗像市石丸３丁目１番14号
債務者　福島　淳志
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８０３号
福岡市東区香椎浜２丁目３番３―104号
債務者　森内　良子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８０４号
福岡県大野城市紫台12番５号　サンヴァイオレットⅠ番館201号
債務者　東内明日香
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８０５号
福岡市東区箱崎７丁目20番12―406号
債務者　藤　　佳惠
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８１８号
福岡県大野城市月の浦１丁目14番２―601号サンリヤンⅢ
債務者　末永　優也
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８２１号
福岡市城南区神松寺３―13―１　エムハウス202号室、住民票上の住所福岡市中央区草香江１丁目２番17号
債務者　木村てるみ
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８２４号
福岡市西区周船寺３丁目10番18―605号
債務者　兼尾美由紀（旧姓関）
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８３１号
福岡市中央区赤坂１丁目２番20―208号
債務者　大山　信義
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８５１号
福岡市博多区上牟田１丁目８番22号
債務者　植村　千鶴
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８５３号
福岡市中央区鳥飼１丁目５番35号
債務者　齊藤　明子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８７４号
福岡市東区箱崎７丁目20番10―808号
債務者　中島　信恵
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７３号
福岡県大牟田市小浜町80番地１　大牟田市営小浜南住宅６棟47号
債務者　時津　　薫
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第７５号
福岡県大牟田市大字倉永3405番地１　ハイツタダクマⅠ301号
債務者　坂口　友美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第４７１２号
大阪府茨木市太田３丁目６番25号　グレイス・ウエンダイ　202号
債務者　濱村　弘之
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９６１号
大阪市中央区南久宝寺町１―５―11―404、住民票上の住所和歌山県橋本市城山台３丁目37番地の１
債務者　井本　統馨
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９９５号
大阪市西区九条１丁目10番８号プリエールK・M301
債務者　舩ケ山佳典（旧姓杉田）
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部